

## 平成 26 年度第 2 回鳥取県最低賃金専門部会を開催

鳥取労働局労働基準部賃金室

平成 26 年 7 月 30 日（水）10 時 45 分から、鳥取地方最低賃金審議会第 2 回鳥取県最低賃金専門部会（野津和功部会長）が第 489 回鳥取地方最低賃金審議会の後、県民ふれあい会館 4 階中研修室で開催されました。



本専門部会では、鳥取県最低賃金の改正に係る意見について、1 名からの意見陳述が行われ、その後、第 42 回中央最低賃金審議会で示された平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安答申を受けての労使各側協議を経て、労働者側委員及び使用者側委員からそれぞれ金額審議に係る主張がなされ、次回以降に審議継続することとなりました。

また、今後の日程等についての確認がありました。

次回、第 3 回同専門部会は、7 月 31 日（木）15 時から会場を鳥取第一地方合同庁舎 2 階共用大会議室において開催する予定となっています。

今後の審議は、次のとおり予定しています。

審議会名	日時	場所
第 3 回鳥取県最低賃金専門部会	7 月 31 日（木）15 時から	鳥取第一地方合同庁舎 2 階共用大会議室 （鳥取市富安 2 丁目 8 9 - 4）
第 4 回鳥取県最低賃金専門部会	8 月 4 日（月）15 時から	鳥取第一地方合同庁舎 2 階共用大会議室 （鳥取市富安 2 丁目 8 9 - 4）
第 5 回鳥取県最低賃金専門部会	8 月 6 日（水）10 時から	鳥取労働局庁舎 4 F 大会議室 （鳥取市富安 2 丁目 8 9 - 9）
第 490 回鳥取地方最低賃金審議会	8 月 8 日（金）9 時から	鳥取労働局庁舎 4 F 大会議室 （鳥取市富安 2 丁目 8 9 - 9）
第 491 回鳥取地方最低賃金審議会	8 月 28 日（木）10 時から	鳥取労働局庁舎 4 F 大会議室 （鳥取市富安 2 丁目 8 9 - 9）